

松江市立病院医事業務委託に係るプロポーザル実施要領

松江市立病院

1. 目的

本業務は、病院事業特有の専門的かつ円滑な医療事務等の運営を行い、患者サービスの向上と適切な収益の確保を図るため、専門知識と経験を有する事業者に業務委託を行うことを目的としている。

2. 事業の概要

(1) 業務名称

松江市立病院医事業務委託

(2) 業務内容

別紙「松江市立病院医事業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行場所

松江市立病院

3. 契約の概要

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式により選定した者を優先交渉権者とし、協議の上で随意契約

(2) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4. 提案上限額（3 年間合計）

651,200 千円（消費税相当額を含む。）とする。

なお、この金額は予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものであることに留意して直近の業務量等を参考にして提案することとし、提案額はこの上限額を超えてはならない。

5. 参加資格

以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 過去 5 年間以内に日本国内の一般病床 400 床程度の国、地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社、公団、事業団等）の D P C 実施病院において、医療事務関連業務を 3 年以上受託した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号、以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 松江市競争入札参加資格を有している場合、松江市から指名停止を現に受けている者でな

いこと。松江市競争入札参加資格を有していない場合は、令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (6) 国税、都道府県税、市町村税のそれぞれについて義務づけられている税の滞納がないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメント（ISMS）の認証を受けていること。又は、プライバシーマーク付与の認定を受けていること。

6. 公募型プロポーザル執行日程

項 目	期限または期間
実施要領等の配布	令和 7 年 9 月 12 日(金)から令和 7 年 10 月 17 日(金)
質問書の受付	令和 7 年 9 月 12 日(金)から令和 7 年 9 月 26 日(金)
質問に対する回答	令和 7 年 10 月 3 日(金) (予定)
参加申込書、提案書等の提出	令和 7 年 9 月 12 日(金)から令和 7 年 10 月 17 日(金)
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 10 月 24 日(金) (予定)
提案説明会	令和 7 年 11 月 18 日(火)

7. 実施要領、仕様書、参加申込書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和 7 年 9 月 12 日（金）から令和 7 年 10 月 17 日(金)まで

配布時間 平日 9 時から 17 時まで（正午から 13 時まで及び土日祝日を除く）

(2) 配布場所

松江市立病院経営企画課医事係

※ 上記期間中は、松江市立病院ホームページから取得可能

ホームページアドレス <http://www.matsue-cityhospital.jp>

8. 仕様書等に関する質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式第 1 号）を提出すること。なお、質問は質問書により行うこととし、電話等による質問は受け付けない。

(1) 提出期間

令和 7 年 9 月 12 日（金）から令和 7 年 9 月 26 日(金)まで

平日 9 時から 17 時まで（正午から 13 時まで除く）、土日祝日は受け付けない。

(2) 提出先

松江市立病院経営企画課医事係

(3) 提出方法

直接持参、郵送又はファックスで提出すること。直接持参以外の場合、電話による着信確認を行うこと。郵送の場合は当日必着とする。

(4) 質問回答

令和7年10月3日(金)(予定)までにホームページにて公表する。また、回答は仕様書等を補足する効力を有するものとする。

ホームページアドレス <http://www.matsue-cityhospital.jp>

9. 提出書類

参加を希望する者は、実施要領、仕様書を理解したうえで、次の書類を作成し提出すること。

(1) 参加申込書(様式第2号) 1部

(2) 誓約書(様式第3号) 1部

(3) 企画提案書(様式任意) 10部

提案書作成にあたっては、次の事項に遵守すること。

ア 別紙仕様書に記載する業務全てを受託することを前提として作成すること。

イ 提案書の形式は、A4判左綴じ(縦・横不問)とするが、記載形式は自由とする。ただし、フロー図やイメージ図はA3判を可とするが、その場合は折りたたんでA4判とすること。

ウ 提案書の文字サイズは10.5ポイント以上を基本とすること。

エ 提案書は、簡潔に、わかりやすく、具体的に記載すること。

オ 本実施要領の「10」に定める「企画提案書の記載条件等」に沿って作成すること。

(4) 配置する業務従事者の資格・実務経験年数を記載した人員配置計画書(様式任意) 10部

(5) 価格見積書(様式任意) 1部

ア 見積書の算定は、別紙の仕様書をもとに本実施要領の「3(2)」に規定する契約期間について行うものとする。

イ 消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

ウ 見積明細書(様式任意/1部)を添付し、以下の項目を記載すること。

業務種別の配置人数と費用を積算(人件費、直接経費、間接経費、運営手数料等を含めても可とする。)

(6) 付属書類 各1部

ア 会社概要(様式任意)

イ 過去1月以内(企画提案書提出日基準)に発行された法人登記簿謄本または事項証明書(商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもの)※写し可

(7) 同種業務の実績調書(様式第4号、または様式任意) 1部

(8) 納税証明書 各1部

企画提案書提出日を基準として、過去3月以内に発行された国税、都道府県税、市町村税にかかる納税証明書

(9) 情報セキュリティマネジメント(ISMS)又はプライバシーマークいずれかの認定証等の写し

10. 企画提案書の記載条件等

企画提案書の作成にあたっては、下記の評価事項を重点項目とするため、十分に考慮に入れて提案すること。

評価事項		評価基準	配点
病院運営業務に関する事項	1. 受付窓口業務・入院業務など病院運営業務	・来院者への対応（待ち時間対応を含む患者サービス等）の考え方は十分か。 ・診療部門、看護部門との円滑な連携が十分に取れるか ・正確な会計処理についての考え方はどうか。 ・未収金発生防止についての考え方はどうか。 ・休日・夜間の対応については十分か。 ・人員配置及び分担等が適正かつ効率的であるか。	175
	2. 診療報酬請求業務	・確実な診療報酬請求につながる業務の精度は十分か。 ・DPC入力確認やコーディング検証などの、業務の精度は十分か。 ・レセプト作成時の精度確保、向上についての考え方はどうか。 ・査定分析についての情報共有と病院全体へのフィードバックについての考え方はどうか。	210
企業としての姿勢	3. 患者サービス向上・スタッフの資質向上についての考え方	・接遇向上への対応は十分か。 ・患者サービス向上につながる提案があるか。 ・研修体制、人材育成体制は十分か。 ・日常的な指導体制は十分か。	70
	4. 情報管理、コンプライアンス、危機管理等についての考え方	・情報管理、労働関係法を始めとするコンプライアンスへの対応は十分か。 ・トラブル等の未然防止への対応は十分か。 ・トラブル等が発生した際、初期対応、連携等の体制は十分か。	70
	5. 病院の経営への支援についての考え方	・診療報酬改定時の影響調査、収益増につながる提案が可能か。 ・施設基準の届出や新たな加算など、収益増につながる日常的に提案できる体制か。	175
6. 受託価格		・適正且つ低廉であるか。	300
計			1000

1 1. 参加申込書、企画提案書及び価格見積書等の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 10 月 17 日(金)17 時必着

(2) 提出先

松江市立病院経営企画課医事係

(3) 提出方法

直接持参、又は郵送とする。

持参の場合は、提出日時をあらかじめ連絡すること。なお、受付時間は原則として平日 9 時から 17 時まで（正午から 13 時まで除く）とする。

(4) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 5 号）にて松江市立病院経営企画課まで申し出ること。

1 2. 選考方法

(1) 書類審査の実施

実施要領、仕様書に基づき、提出を求める申込書類等の全てを適正な方法により提出していることを確認するために書類審査を実施する。

書類審査による結果は、令和 7 年 10 月 24 日(金)に文書で発送する。書類審査の結果、提案説明会を行う参加者には、当該文書中に提案説明会の時間帯を通知する。

(2) 提案説明会の実施

次の要領で実施予定である。

ア 日 時

令和 7 年 11 月 18 日(火)（予定）

イ 場 所

松江市立病院 がんセンター3 階 カンファレンスルーム 2

ウ 内 容

提案書の説明（20 分以内）および質疑応答

エ 参加人数

1 事業者 3 名以内とする。（主たる説明者 1 名、補助者 2 名以内）

オ 説明方法

説明は提出書類を使用して行うこととする。パワーポイント等を使用する場合は必要な機材を参加者で準備すること。なお、提案説明会会場に備え付けのモニター（65 インチ）は使用可とする。

1 3. 審査

(1) 審査方法

実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について「松江市立病院医事業務プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）」が審査する。

(2) 審査基準

委員会の審査は企画提案書の記載条件等を基準に審査する。

(3) 審査結果

委員会の評価に基づき、最も評価の高い企画提案者を優先交渉権者とし、結果は企画提案書を提出された全事業者あて、書面により通知するとともに、松江市立病院のホームページで公表する。

(4) 公表日時

令和7年11月25日(火) (予定)

(5) その他、審査に関する特記事項

ア. 優先交渉権者と仕様の詳細及び価格について協議して決定に至れば、受託者として決定する。ただし、当該者と決定に至らない場合は、決定に至る者が生じるまで、評価の高い者から順に協議を行う。

イ. 審査の経緯及び結果について、異議の申し立ては一切受け付けない。

1 4. 準備期間について

受託者として決定した日から令和8年3月31日までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とする。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとする。

1 5. 書類提出先、問い合わせ先

松江市立病院経営企画課医事係

〒690-8509 島根県松江市乃白町32番地1

電話番号 0852-60-8016 (直通) F A X 番号 0852-60-8005

1 6. その他

(1) 本プロポーザルへの参加及び提案書の作成等に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 提出された提案書等は、審査または協議の実施及び契約の事務処理においてのみ使用するものとし、他の目的で使用することはない。

(4) 提案書等の提出期限後の提出、差替え、変更及び追加については、認めない。

(5) 定められた期限までに提案書等を提出しなかった場合及び提案書等に虚偽の記載があった場合は、本プロポーザルへの参加を無効とする。

(6) 提出された提案書等は松江市情報公開条例に基づき公開する場合がある。